

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

第1 農林水産部農林水産政策課（一部総務部財政課）

監査結果	講じた措置
<p>1 スマート農業社会実装促進事業</p> <p>ア 補助金の交付における消費税等の取扱い等【意見】</p> <p>補助金の交付における消費税等の取扱い等については、「スマート農業社会実装促進事業」に限った事柄ではなく、他の事業にも共通する事柄なので、まず補助金交付に係る共通の問題として意見を述べる。</p> <p>補助金の交付に当たっては、各補助金の交付要綱により定められているところ、監査した各事業の交付要綱とも、補助金の交付における消費税等の取扱い等について、概ね①補助金の額は、消費税の申告により仕入控除税額がある場合は、これを除いた金額を補助対象経費の額とした上、これに補助率を乗じた金額以下とし、②対象者が免税事業者、簡易課税選択事業者、特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、①にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができるとし、③事業計画書及び実績報告書において、消費税の取扱いとして「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」の別の記載を求め、④実績報告の際に、その時点で明らかになっている仕入控除税額が交付決定に係る仕入控除税額を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならないとし、⑤実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告（交付決定）に係る仕入控除税額を超える場合は速やかに報告する、といった流れになっている。</p> <p>しかしながら、これらの流れには、次の問題点が見受けられるため、改善を求める。</p> <p>（ア）補助対象経費の額の検証のための資料として請求書、領収書の提出を求めているものの、仕入控除税額の検証のための資料としては、事業計画書及び実績報告書の「一般課税事業者」等の記載内容だけであり、記載内容を検証すべき資料（例えば、消費税の確定申告書の写しなど）の提出を求めているおらず、また、事後的措置としても、申告した仕入控除税額が実績報告（交付決定）に係る仕入税額控除を超える場合などに限って報告を行うといったような補助事業者からの自主的な行動に委ねた規定となっていることから、公金の支出には十分な検証が必要であるとの考え方に基づくならば、このような規定、取扱いは不十分であるといわざるを得ない。</p> <p>したがって、補助金を交付した全員、対象者を絞れるのであればその対象者に対して消費税の確定申告終了後に仕入税額控除の報告と消費税の確定申告書等の写しの提出を求めることを検討されてはどうか。</p> <p>この点、担い手育成・確保等事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B農林水産事務次官依命通知）の第13では、仕入控除税額が明らかでない場合で消費税を控除せずに補助金の交付申請した全員に対し、申</p>	<p>【総務部財政課】</p> <p>平成28年度鳥取県包括外部監査報告の監査意見等を受け、仕入控除税額の報告について、適正に提出されているか提出状況を点検するとともに、県から補助事業者に対し、提出を促すなど主体的に関与し適切に処理するよう全庁に通知しているところである。（H29.3.13）</p> <p>今回の監査意見を受け、改めて消費税等の取扱いについて適切な処理（仕入控除税額や免税事業者等であることの確認）を主体的に行った上、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者である場合は、税の申告により仕入控除税額が確定した際、必ず仕入控除税額確定報告書等の提出を求め、内容を十分に確認した上で、その額が実績報告控除税額を超えるときは、その超える額を県に返還する手続を行うよう通知するとともに、「補助金等の手続の簡素化と事務の適正処理について（総務部財政課長通知）」を一部改正し令和5年度に交付する補助金等から適用することとした。（R5.3.10）</p> <p>（改正内容）</p> <p>①当通知文書別添2（三段表）の「事業計画（報告）書の様式例」について、補助金の交付を受けようとする者の選択肢を、現状の「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」の3区分に加え、「特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等」「地方公共団体」「仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者」を追加。</p> <p>②当通知文書別添2（三段表）に、新たに、「仕入控除税額確定報告書の様式例」を追加し、添付資料として「消費税の確定申告書（写し）」等を明示。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置											
<p>告により仕入控除税額が確定した場合は速やかに地方農政局に報告書と消費税確定申告書等の写しの提出を求めているほか、仕入税額控除が明らかでない場合又は不明な場合であっても（簡易課税選択事業者や免税事業者等）、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに報告書と関係書類（免税事業者の場合は前々年度に係る所得税の確定申告書、損益計算書等の写し等）の提出を求めているところであり、また、他の都道府県においては、補助金を交付した者から仕入控除税額の報告と消費税確定申告書等の写しの添付も求めている補助事業もあるので、これらを参考にして補助金交付要綱の見直しをされたい。</p> <p>（イ）事業計画書及び実績報告書において、消費税の取扱いとして「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」の別の記載を求めているが、交付要綱では、これらのほか、「特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等」、「地方公共団体」、「仕入控除税額が明らかでないとき」の場合も規定していることから、「一般課税事業者」等の3区分だけの表示では不十分である。</p> <p>また、一般課税事業者においても、次表に示すように請求書等に記載された消費税をそのまま仕入控除税額とすることができない者もいることから、「一般課税事業者」の記載をもって仕入控除税額の額を検証することもできない。</p>	<p style="text-align: center;">講じた措置</p>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">仕入控除税額がないケース。</td> <td style="width: 45%;">① 個別対応方式で非課税売上に対応分。 ② 補助対象経費が人件費等の非課税仕入。</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕入控除税額があるケース。</td> <td>課税売上5億円以下でかつ課税売上割合が95%以上。</td> <td>全額仕入控除税額。</td> </tr> <tr> <td>課税売上5億円超又は課税売上95%未満で一括比例配分方式により申告。</td> <td>課税売上割合を乗じたものが仕入控除税額。</td> </tr> <tr> <td>課税売上5億円超又は課税売上95%未満で個別対応方式により申告。</td> <td>課税売上のみに対応したもの。 課税売上と非課税売上に共通するもの。</td> <td>全額仕入控除税額。 課税売上割合を乗じたものが仕入控除税額。</td> </tr> </tbody> </table>	仕入控除税額がないケース。	① 個別対応方式で非課税売上に対応分。 ② 補助対象経費が人件費等の非課税仕入。	。	仕入控除税額があるケース。	課税売上5億円以下でかつ課税売上割合が95%以上。	全額仕入控除税額。	課税売上5億円超又は課税売上95%未満で一括比例配分方式により申告。	課税売上割合を乗じたものが仕入控除税額。	課税売上5億円超又は課税売上95%未満で個別対応方式により申告。	課税売上のみに対応したもの。 課税売上と非課税売上に共通するもの。	全額仕入控除税額。 課税売上割合を乗じたものが仕入控除税額。	<p>さらに、消費税の一般課税事業者、簡易課税選択事業者、免税事業者については、課税期間が開始される前に決まっているところであり、免税事業者が課税事業者を選択する場合も、課税期間が始まる前に課税事業者選択届出書を提出する必要があるが、令和5年10月からの適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）の施行に伴い、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間は、免税事業者は課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受け、一般課税事業者又は簡易課税選択事業者になることが可能になった。</p> <p>そのため、事業計画の時には免税事業者でも、実績報告の時には一般課税事業者といったことも想定される場所である。</p> <p>したがって、これらの問題に対処するためにも、上記（ア）で示した仕入控除税額の報告と消費税の確定申告書等の写しの添付が必要ではないかと考える。</p>
仕入控除税額がないケース。	① 個別対応方式で非課税売上に対応分。 ② 補助対象経費が人件費等の非課税仕入。	。										
仕入控除税額があるケース。	課税売上5億円以下でかつ課税売上割合が95%以上。	全額仕入控除税額。										
	課税売上5億円超又は課税売上95%未満で一括比例配分方式により申告。	課税売上割合を乗じたものが仕入控除税額。										
	課税売上5億円超又は課税売上95%未満で個別対応方式により申告。	課税売上のみに対応したもの。 課税売上と非課税売上に共通するもの。	全額仕入控除税額。 課税売上割合を乗じたものが仕入控除税額。									

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>(ウ) 簡易課税選択事業者や免税事業者等について、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる旨の規定は、後の第2中の5(4)イ(P39)及び第7中の(4)ア(P60)で示すように、不公平な補助金の交付を招くことになるので、補助金交付要綱の見直しが必要である。</p> <p>この点、他の都道府県においては、全ての補助事業者について、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額で補助金を交付した上、その後の消費税の確定申告を待って、補助事業者から仕入控除税額の報告を求めるとともに、その検証として消費税の確定申告書等の写しの添付を求め、確定した仕入控除税額に基づき補助金の返還を求める方式を採用している補助事業もある。</p> <p>この方式は、①不公平な補助金の交付を防止できるほか、②補助金交付前の仕入控除税額の判断事務等の省力化、③確定した仕入控除税額を確認した上での補助金の確定といったメリットが考えられるので、このような方式を含めて補助金交付要綱の見直しを検討されたい。</p>	
<p>イ 補助対象事業費の見積り方法【意見】</p> <p>県の会計規則によれば、一般競争入札を原則としながら、この例外として、地方自治法施行令で定める場合に限り、指名競争入札や随時契約を認めている。</p> <p>なお、随時契約を行う場合においては、金額等の基準を設け、例えば予定価格が50万円以上の場合にあっては3者以上から見積書を徴取するなど競争原理に基づいた厳格な財務執行の手続が定められている。</p> <p>しかしながら、監査対象とした各事業の実施要領(及び運用)においては、1者見積もりで可(「漁業経営開始化事業費補助金」など)としているものから、4者以上見積り(鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金)としているものなど区々である。</p> <p>監査初日において、各補助金等においては県の基準に沿って、競争原理に基づいた厳格な財務執行の手続が定められている旨の説明があったものの、その執行状況は前述のとおりである。</p> <p>また、複数から見積書を徴取した場合であっても、一番遅く提出した見積りが僅かな金額の差で落札されたものなども見受けられた。</p> <p>これについては、必ずしも不適切であると言い切れるものではないが、補助金額の基礎となる事業費自体に関わる重要な事項であることから、より慎重な対応が求められるものと思われる。各事業の交付要綱は各担当課で起案された後、財政課が共通の目線で合議されると聞くことから、より適切な財務執行に向けて、財政課が、実施要領を含めて各担当課を指導されることを期待する。</p>	<p>【総務部財政課】</p> <p>各課における補助金等交付要綱の制定に際しては、「補助金等に係る手続の簡素化と事務の適正処理について(総務部財政課長通知)」において、補助金等交付要綱の標準的な規定例を作成し、「国の要綱や準則等を参考にして必要な修正等を加える」旨を全庁に通知しているところである。(H11. 3. 31)</p> <p>今回の監査意見を受け、令和5年3月10日に、補助事業者が行う補助対象事業について、県の会計規則等を参考に作成し、競争原理が働く運用となるよう努めることを全庁に通知し、周知徹底を図った。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>ウ 補助対象以外への補助金の交付【指摘】</p> <p>補助金交付要綱によれば、補助金対象経費は、①ICTやロボット技術を活用した農産物分野、畜産分野及び耕畜連携に関する機械及び設備を導入する初期費用と、②機械及び設備に関する費用（主な機械及び設備を列挙）となっているが、ハウスのリアルタイム環境測定装置・自動開閉装置等の補助事業に関し、これらの設置費用のほか構築物である引込柱の設置費用も含めて補助金対象経費が算定され補助金が交付されていた。</p> <p>補助金交付要綱にある「機械及び設備」以外の「構築物」まで補助対象とする要綱違反の補助金の交付であると言わざるを得ない。</p> <p>仮に、この「構築物」が「機械及び設備」に関連した重要なものであるという理由で補助対象としたとしても、「機械及び設備」に限定して「構築物」を外して補助金の交付申請した者がいれば公平性の問題が惹起することとなるほか、補助対象経費の認定に恣意性があるのではないかと疑念を招くことになる。</p> <p>今後も関連した「構築物」も補助対象とするのであれば、補助金交付要綱を改正し、公平性・透明性を確保すべきである。</p>	<p>ハウスのリアルタイム環境測定装置を導入する際に、ハウス直近の電気引込柱について、ハウスと一体的に整備する機械及び設備を導入する初期費用として補助金を交付したものである。</p> <p>今回の監査指摘を受け、令和5年3月22日付けで補助金交付要綱の間接補助対象経費を「<u>機械及び設備の整備等に要する経費。(付帯工事(電気工事、引込柱等)含む。)</u>」とする一部改正を行い、令和5年度に係る事業から適用することとした。</p>
<p>エ 県外在住者への補助金の交付【意見】</p> <p>ドローン講習支援事業の補助対象者は、認定農業者、集落営農組織（構成員、従業員を含む）と規定されているが、他県在住のA氏に補助金が交付されている。</p> <p>A氏は、県内市町村の認定農業者であるため、上記の規定に反するものではないが、そもそも、鳥取県の補助金は、限られた予算の中で住民の福祉等の増進のために有効な活用が期待されているものと考えられるところであり、原則として、鳥取県の住民や鳥取県に所在する法人等を対象にすべきではないかと思われる。</p> <p>「アグリスタート研修支援事業」では、支援を受ける研修生の要件を「鳥取県へ移住又は在住し、独立就農する意欲を有すること」と、「農の雇用ステップアップ支援事業」（農業コラボ研修事業）では、新たな従業員（研修生）の要件に「就業意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して就業する意思がある県内在住者」と規定されているところであり、ドローン講習支援事業の対象者についても同様に、補助金交付要綱等に対象者として明記すべきである。</p> <p>また、例外的に、県外者、県外法人等への補助金の交付を可とする場合においても、その旨を補助金交付要領等に明確に規定すべきである。</p> <p>なお、当該補助金の対象者は、その構成員や従業員まで拡大されているが、これに該当するものとして交付しているのであれば、現住所地を含め、地域農業への従事度合など、十分な検討を行った上で交付すべきであり、透明性の観点からその事績を残すべきである。</p>	<p>地域の担い手として市町村が認める認定農業者であった他県在住のA氏に補助金を交付したものである。</p> <p>今回の監査意見を受け、令和5年3月22日付けで実施要領の補助対象者の実施主体を「地域の担い手として市町村等が認定する認定農業者である場合、県外在住の農業者等も含む。ただし、県内に作業場、事務所等の拠点を有している場合に限る。」とする一部改正を行い、令和5年度事業から適用することとした。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>2 みんなでやらいや農業支援事業 ア 「清流で育つ米と健康をはぐくむエゴマで元気な町づくり」の支援内容等の見直し【指摘】</p> <p>平成28年度に認定したB町のプラン「清流で育つ米と健康をはぐくむエゴマで元気な町づくり」(「●●町ががんばる地域プラン(抜粋)」(P26))については、水稻(B米)とエゴマ生産を核として、担い手・新規就農者を確保し、地域の農業後継者を育成し農地を次世代につなぐものであり、令和3年度の事業内容は、エゴマ成分分析・害虫試験・販売促進等として事業費は503,951円であり、補助金はその1/2の251,975円である。</p> <p>また、令和3年度までの5年間で総額22,025千円が交付されている。</p> <p>同事業は令和3年度が最終年度に当たるが、目標に対する実績は(「プランの実施状況報告(抜粋)」(P27))のとおりに、担い手・新規就農者の確保に対する取組や、人・農地プランの充実(集落毎のプラン作成数)、並びにエゴマ生産に対するものの実績値が極めて低調な状況にある。</p> <p>特に、町内エゴマ生産面積の拡大では、平成28年度の現状5.0haから、令和3年度は目標15.0haに対し5.1haと、目標達成率は34%であり、令和3年度のエゴマ搾油量は、目標1,000リットルに対し、達成比率は16.1%に留まっている。</p> <p>なお、生産者の出荷販売金額も低下しており、生産者の生産意欲の減退も著しい状況と推察される。</p> <p>加えて、補助金を活用して整備されたエゴマ栽培用のトラクター、コンバインなどの機械類及びエゴマ搾油・加工設備も他用途転用もできないことから、利用状況は低調である。</p> <p>また、当初のプランでは、担い手間の連携強化策の一つとして「26条会議(農地中間管理事業推進に関する法律第26条に基づくもの)」の開催を軸としたプランの推進が掲げられていたが、近年は全く開催されていない状況にある。これについて担当課からは、別途「B町人・農地問題解決推進チーム会議」で協議を進めている旨の説明があったものの、「26条会議」の開催目的が、「定期的に農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ公表することで、事業の円滑な推進と地域の調和に配慮した農業を図る」ものであることを考えると、プランの推進には同会議の開催を含めた多段階的な会議開催による連携強化が求められるものと思われる。</p> <p>令和3年度の補助金事業計画では、道の駅「B」を事業主体として、エゴマ商品販売促進活動が予定されていたが、関係者間の協議もないままに中止されていたことも把握されており、関係者間の円滑な連携も懸念される場所である。</p> <p>また、実施要領の事業目的には、「地域における農業の生産額拡大や担い手の育成には、地域の力を結集し一丸となって取り組んでいくことが必要であり、県は市町</p>	<p>B町の地域プランの目標達成に向けては、地方事務所において懸案事項に位置づけ、四半期ごとに検討を行い、町や関係者への支援・指導を実施した。栽培面の技術的な課題の解決など着実に取り組まれているものの、エゴマの栽培面積の拡大等の目標には大きく届いていないのが現状である。</p> <p>このため、次のとおり措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に認定したB町の地域プランについて、地方事務所、審査会事務局とで現状と今後の対応について検討を実施。 ・次の3点について、令和5年3月24日付けで実施要領の改正を行った。 <ol style="list-style-type: none"> ①取組状況の評価とフォローアップ体制を強化するため、プラン期間の中間年(3年目)を目安に、審査員による中間評価を実施する。 ②市町村、関係機関による対応状況を明確化するため、プランの目標達成に向けた課題や対応策の検討状況について、実施状況報告の様式に記載する欄を追加。 ③透明性確保のため、実施状況報告についてHPで公開する。 <p>今後は、B町のプランについて、町、県の関係機関で実情と課題の認識を統一し、課題解決の方向性を協議していく体制を強化することとし、特にエゴマについては、行政の関係機関に加え、生産組合、販売者を含むプロジェクトチームの設置を働きかけ、地域での十分な話し合いを促すとともに、取組改善につながるよう関係機関で連携してフォローアップを行っていく。</p> <p>B町のプランの今後の取組改善については、地域での十分な話し合いの上、令和5年度中を目途に方向性を決定できるよう支援する。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>村が地域の農業者等との合意形成を基礎として策定する、農業を活性化することを主眼とした振興計画の策定を支援するとともに、その実現に必要な支援を行うことにより、「地域の活性化や雇用の創出を図る」とあるが、これに照らしても十分な成果が得られていないと言わざるを得ない。</p> <p>実施要領の9（プラン実施状況の報告）においては、目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は7割以上になるまでとされており、その期間は支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする旨規定されている。</p> <p>当該プランの場合は令和2年度までに施設及び機械整備事業を終了していることから、それぞれの最長年度は、機械は令和9年度、施設は令和14年度になると思われるが、現状では（今後どのように管理されるか不明であるが）、目的の達成は困難であると思われる。</p> <p>地域農業を核とした地域の活性化やこれを支える担い手の育成の重要性は十分に理解できるところであるが、多額の補助金を投入しながら、施策目標に遠く到達する見込みがない現状を見ると、そもそものプランでの有効性の判断基準自体（目標）が達成困難なものであったのではないかと疑われるばかりか、結果として、税金の無駄遣いとのかたがたの誹りを受けざるを得ないと強く警鐘したい。</p> <p>県及び関係機関におかれては、農業者の意向を十分に踏まえた上、実のある連携強化と役割分担の見える化を図って、目的達成に向けた支援内容等の見直し、立て直しを行っていただくよう要望する。</p>	
<p>イ 県外住民への補助金の交付【意見】</p> <p>A氏は、他県の住民であるが、同支援事業の2回目として、鳥取県はコンバイン導入の補助金として3,000千円を交付している。</p> <p>県担当課の説明では、認定農業者であり、営農区域の市町村からの申請により、補助金の交付手続を行ったとしており、同事業の補助金交付要綱には、県内在住者に限る旨の規定がないことから、認定農業者の取組であって、そのプランを実行することにより、地域農業の振興、地域の活性化にメリットがあることの要件を満たす場合、補助対象とする機械、施設等については県内での利用を前提として規模の妥当性の判断が行われている場合には、限定的ではあるが補助金対象事業とすることはあり得るとしている。</p> <p>一般的には、県補助金は限られた予算の中で、鳥取県の住民の福祉の増進のため、有益な活用が期待されているものと思われるが、他県でも、企業等農業参入事業として、県外の認定農業者等に対し、補助金を交付している例や、逆に、他市では、同市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない認定農業者に限定して補助金を交付している例など様々であることから、県外住民も対象の可能性があれば、後のウ（P28）にあるように、地</p>	<p>交付要綱等に県内在住者に限る旨の規定がないため、限定的ではあるものの県外在住者が補助対象となることはあり得る状況。一方、県外在住者が対象になる可能性があることについて、特に周知等は行っていないのが現状である。</p> <p>令和5年3月24日付けで実施要領のプラン作成者を、「当該市町村長が同意する場合、県外在住の農業者等を含む。ただし、県内に作業場、事務所等の拠点を有している場合に限る。」とする一部改正を行い、令和5年度事業から適用することとした。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>域毎で異なるプランの審査基準によって、異なる結果にならないよう、公平性及び統一性の観点から、補助金交付要綱等にもその旨を明記した方が良いと思われる。</p>	
<p>ウ 地域毎で異なるプランの審査基準【指摘】</p> <p>鳥取県内の各事務所（東部・八頭・中部・西部・日野）における農業関係プランの審査基準を検討したところ、各事務所の審査基準等についてそれぞれ異なる基準によって運用されている。</p> <p>同じ県内でありながら同一の事業において地区それぞれの取扱いが異なっていることは統一性を欠くものと言わざるを得ない。公平性の観点から見ても、各事務所で同一の基準を設定され、運営されるべきと考える。</p> <p>令和2年度に西部で申請され、「不採択」となった2事例（いずれも評価点合計の平均は16.4点で、審査基準のうち1項目の平均点が2.8点のもの）を見ると、いずれの場合とも、西部基準では僅かに審査会での評価点に至らず「不採択」となっているが、仮に東部及び八頭の基準であったならば、審査会で協議の上で「採択」することが可能となっている。</p> <p>いずれの事例とも翌年度（令和3年度）に再申請が行われ「採択」されている。それぞれの年度に提出された「農業プラン」を比較すると、プラン自体は大きく変わることはないが、翌年度にプランの再構築が図られたことから、「採択」に至ったものと推察される。</p> <p>令和2年度の西部の審査基準が、仮に東部基準と同一であったとしても、必ずしも「採択」されるものではないと思われるが、取組が1年遅くなったことにもなりかねないことから、公平性及び統一性の観点からは、不適切と言わざるを得ない。</p> <p>各事務所の認定基準は次のとおりである。</p> <p>【東部】 審査委員5名をもって組織する。（運営要綱第3条） （認定基準）意見の決定に当たっては、各委員の評価点合計の平均が15点以上の場合に限り認定することを原則とする。ただし、15点以上であっても、平均で2点に満たない又は2点以下が3名以上の審査項目がある場合には、協議の上決定することとする。</p> <p>【八頭】 審査委員5名をもって組織する。（運営要綱第3条） （認定基準）意見の決定に当たっては、各委員の評価点合計の平均が15点以上の場合に限り認定することを原則とする。ただし、15点以上であっても、平均で2点に満たない又は2点以下が3名以上の審査項目がある場合には、協議の上決定することとする。</p> <p>【中部】 審査会は、委員7人以内とする。（運営要綱第3条） （認定基準）審査基準ごとの平均点が3点以上で、総合評価の平均点が15点以上のプラン。審査基準の1項目の平均点が2点以上3点未満、その他の項目が3点以</p>	<p>がんばる農家プランの審査基準は、地域ごとに特色ある農業が展開されていることから、各地方事務所で設置する農業関係プラン審査会ごとに定めることとしていたため、地域によって採択基準となる点数に差があることが原因である。</p> <p>令和5年度から審査基準を統一することとし、地方事務所とも調整のうえ県下統一版の審査基準を決定した。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>上で、総合評価の平均点が17点以上のプラン。</p> <p>【西部】委員5人をもって組織する。(運営要綱第3条) (認定基準) 審査基準ごとの平均点が3点以上で総合評価の平均点が15点以上のプラン。審査基準の1項目の平均点は2点以上3点未満だが、その他の審査項目の平均点が3点以上かつ、総合評価の平均点が17点以上のプラン。</p> <p>【日野】審査委員 資格の指定はあるが、人数指定なし(年度ごとに任命時に定数を決定) (認定基準) プランの審査は、別表により5段階又は3段階評価にて評価し、評価点数合計の平均が18点以上で適とし、18点に満たない場合については、委員協議により適否を判断する。</p>	

第2 農林水産部経営支援課（一部総務部財政課）

監査結果	講じた措置
<p>1 産地主体型就農支援モデル確立事業</p> <p>ア 優良果樹園への維持管理費の適切な運用【意見】</p> <p>新規就農者の確保を目的として、新規就農者等が賃貸するまでの間、生産者グループ等が行う優良園の維持管理経費を助成するとして、梨について40万円/10aを県1/2、市町村1/2ずつ補助金を交付している。令和3年度については、果樹園2圃場に対して、県補助金としてそれぞれ517千円(25.83a)、1,000千円(50a)を交付している。</p> <p>これについて、現地確認を行ったところ次のとおりであり、うち1圃場(C町)は、令和2～3年度に維持管理費の助成を受けて取り組んだものの、事業承継者が現れなかったこと、及び維持管理の生産者グループ構成員の負担が大きいことから、管理がほとんど必要ない方式(園芸試験場方式:側枝を全て切除し、残った主枝等の花芽を全て掻き取ることで、将来の再養成を可能とするもの)での管理に切り替え、令和3年度末には地権者に管理業務を返還している。残る1圃場(D町)については、維持管理費の助成を受けて取り組んだ後に、親族に事業承継されることになった旨の説明があった。</p> <p>前者については、前農園主死亡につき、C地域農業振興協議会により、「優良果樹園」として、助成金を活用した維持管理を行うことが決定されたものであるが、事業開始年度から、生産者グループ構成員の各農家は自分の果樹園で管理が手一杯な状況であり、計画自体に無理があったものと推察され、結果として、新規就農者等が賃貸するまでの間、優良果樹園を管理することとした事業は頓挫しており、2年間で100万円を上回る県補助金額は、無駄な助成金の支出となっている。これについては、事業開始年度当初に果樹園の地理特性や生産者グループ構成員の負担及び維持管理の合意形成が十分であれば防げたものと思われる。</p> <p>後者については、結果として、親族への事業承継となっており、当該支援事業が予定している「新規就農者等が賃貸するまでの間、生産者グループ等が行う優良園</p>	<p>包括外部監査人からの意見を踏まえ、令和5年1月実施の担当者会議において、果樹の新規就農者の早期の経営安定に鑑み、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正管理による優良果樹園の保全及び継承の重要性 ・生産者グループの意向確認に加えて、地理的特性等新規就農者の継承しやすい園を選定すること ・新規就農者確保に向けたPR活動について、周知した。 <p>また、年度替わりの担当者異動等に対応して令和5年4月の担当者会議において周知を行っており、今後も周知徹底を図る。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>の維持管理経費を助成する」としたものに該当するか否か疑義が残るところであり、合规性や透明性の観点からは、親族への事業継承になった場合の助成費の返還規定等（果樹園の維持管理費は、本来的には、果樹園主が負担すべきものとする。）を明確にすべきと思われる。</p> <p>また、補助金の算定根拠としては、最低限の維持管理経費として60万円/10aと積算し、その内、県と市町村が1/3ずつ、残りを生産者グループ等が負担するとしているが、維持管理中に収穫された果実は、一方では販売されており、他方では一切果実は着果させていない。この点について、県担当者から、「果実の売り上げは、生産者グループ等が負担する20万円/aを大きく下回る」との説明があったが、管理の収支計算はされておらず適否の確認はできないものであり、真実性及び透明性を確保する観点からは、同補助金交付要綱で求めている実績報告の提出を求める際に、当該維持管理費に係る収支報告を求めるなど、より適切な運用を図られるべきである。</p>	
<p>3 新規就農者総合支援事業</p> <p>ア 契約金額と著しく乖離した委託金額の支払い【意見】</p> <p>「令和3年度担い手業務推進事業」について、県は、令和3年4月1日に（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構と委託契約を締結した。</p> <p>その内容は、担い手業務推進事業を同機構に委託し、①経費として22,167,000円を超えない範囲内で同機構に支払う、②同機構は委託費を委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない、③委託業務終了後の実績報告書は令和4年4月30日までに提出する旨のものであった。</p> <p>この委託事業計画書では、人件費11,799千円、事務経費10,368千円で合計金額が22,167千円となっていたが、実績報告書で示された決算額では、人件費が1,128千円、事務経費が4,976千円となっており、契約金額・事業計画に対し、人件費は約95%、事務経費は約48%という結果となっていた。</p> <p>契約金額・事業計画を大幅に下回ったことに関して、変更契約は結ばれていないが、契約書で「22,167,000円を超えない範囲内で同機構に支払う」旨の記述からして、契約上の手続には問題がないと思われる。</p> <p>事務経費が計画の半分以下となった理由として、コロナの影響で県外（東京・大阪）向けの就農相談会がオンライン開催方式に変更になり、それに付随した事業経費も大幅に減少したということであるが、これらの対応による経費の減少は、年度の早い段階で十分予測できたはずであり、予算額が制約される中、計画と比べて著しく支払が下回ることが予測される場合は、①変更契約の締結、②補正予算を組んで他に必要な事業への再配分等を行うべきであって、これらを行わないで、年度末まで不要資金を放置したことは、行政の怠慢ではないかとの非難を受けてもやむを得ないと思われる。</p>	<p>県内視察研修の実施及び県外就農相談会の現地開催への参加を検討していたが、コロナ禍により直前にオンライン開催とされたことが不執行額の増加に繋がった。</p> <p>事務手続上の問題ないものの、今後は委託先との連絡を密にし、経費が当初の予定よりも大幅に減額することが分かった場合には補正予算での減額対応に努めたい。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>5 集落営農体制強化支援事業 ア グランドカバープランツ事業における競争原理に基づいた財務執行の確保【指摘】</p> <p>集落営農体制強化支援事業実施要領によれば、グランドカバープランツ（被覆植物）導入の補助金交付事業の納入業者の設定に当たっては、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより選定するとされているが、E営農組合を事業実施主体とする同事業（令和3年度から令和4年度の事業契約金額7,932,823円）においては、これによらず愛媛県内にあるF社のみを見積もりにより業者決定し、これに対して補助金の交付決定をしていた。</p> <p>県担当課からは、同事業については、グランドカバープランツとして、センチピートグラス（芝生）の吹き付けを行うだけでなく、これに係る前処理及びアフターフォローに係る費用も対象としており、県内業者において前処理からアフターフォローまで一連して請け負う業者がなかったことから、過去に施工実績があったF社を施工業者とした事業計画に沿って補助金の決定をした旨の説明があった。</p> <p>しかしながら、近隣県にも同様な施工業者があることを考えると、本来、競争入札又は相見積もりなどにより競争原理に基づいた合理的な事業金額に対して、補助金を交付すべきと考える。これについては、同実施要領が形骸化していると言わざるを得ないことから、適正な財務執行体制の確保を図る必要がある。</p> <p>なお、鳥取県は、県内全域に中山間地域が広く分布する特性を有し、農業者の高齢化に係る農地法面の管理省力化は喫緊の課題であるとして、センチピートグラスを法面に被覆させることで草刈回数を低減させるという「農地法面管理省力化支援事業」に何年も取り組んでおり、同事業を担当する農地・水保全課によれば、センチピートグラスの吹き付けについては、県内業者による施工も可能とのことである。</p> <p>同補助金の交付要綱の「鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない」との規定に照らせば、センチピートグラスの吹き付けを県内事業者、前処理からアフターフォローを県外業者にするなどの方法も検討に値したのではないかと考えられるところであり、上記県外事業者との契約は、同交付要綱にも抵触するのではないかと考える。</p>	<p>事業実施主体は、グランドカバープランツの吹付に加えて、前処理からアフターフォローまで現地での指導を希望し、それを請け負うF社と随意契約を行ったものである。</p> <p>包括外部監査人からの監査指摘を受け、中国四国地方の法面協会・特定法面保護協会に前述の施工を請け負う業者の有無について調査を行ったところ、水田法面にグランドカバープランツの吹付のみを施工する業者は6県（鳥取県を除く。）に存在したが、前処理からアフターフォローの現地指導まで請け負う業者はF社しか存在しなかった。</p> <p>また、吹付の前処理とアフターフォローのみを請け負う業者は県内外ともに存在しなかった。</p> <p>（※本県の法面協会は吹付施工のみ実施。）</p> <p>今後、事業実施主体が吹付施工のみを希望する場合は、三者以上の相見積もりを取ることを徹底するが、吹付に加えて前処理、アフターフォローの現地指導を特定の業者に希望する場合を含め、相見積もりが三者に満たない場合は、その理由を整理して経営支援課長と協議を行うことを令和5年3月31日付で一部改正した集落営農体制強化支援事業実施要領に明記するとともに、同日付で市町村等へ改正内容を通知して周知を行った。</p>
<p>イ 免税事業者に対する不公平な補助金の交付【指摘】</p> <p>集落営農体制強化支援事業のうち、規模拡大・発展型支援は、集落営農組織が農業用機械、付帯施設を導入するために必要な経費について、県が1/3、市町村が1/6補助する事業であり、県の補助は、市町村から提出された事業計画書に基づき補助金の交付決定を行い、その後市町村が実施報告書を受領することとなっている。</p> <p>この事業において、集落営農組合がトラクターとその備品を消費税及び地方消費税を含んだ金額（以下「税込</p>	<p>【農林水産部経営支援課】</p> <p>県は、補助事業者である市町村に、免税事業者は消費税を含んで交付申請できる旨を説明したが、市町村は補助金の交付要綱の「仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる」規定に基づき、消費税を含めずに申請されたものである。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>価額」という。) 4,730,000円で購入したことに関し、G町は、県に対して、補助事業者は「免税事業者」である旨、また、補助対象経費の額は、支払額から消費税及び地方消費税を控除した金額(以下「税抜価額」という。) 4,300,000円であり、県からの補助金はその1/3の1,433,333円である旨の事業計画書を提出し、県も事業計画書のとおり1,433,333円の補助金の交付決定をし、その後、市町村からの実績報告にも、「免税事業者」に1,433,333円の補助金の交付を行い、事業が終了した旨が記載されている。</p> <p>免税事業者に対する補助金については、第3章第1中の1(4)ア(P18)で述べたように仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができるとされており、補助事業者が事業計画書や実績報告書に記載のとおり免税事業者であるとするならば、当該市町村からの事業計画、それに基づく県の交付決定、さらに当該市町村からの実績報告は、税込価額4,730,000円の1/3である1,576,666円を補助額とすることができるはずである。</p> <p>G町以外の他の集落営農組合においても、農業用機械等の購入が行われ、県から補助金を受けているが、いずれも免税事業者として税込価額で補助金が申請・決定等されている。</p> <p>補助金の交付要綱の「仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる」という規定に照らせば、上記の税抜価額での申請・決定については、手続上の問題はないものの、他の免税事業者への補助金の交付から見ると、不公平な取扱いとなっており、不当なものではないかと言わざるを得ない。</p> <p>この申請に当たり、G町が免税事業者に対する補助金の取扱いをどのように判断し、補助事業者に対してどのような行政指導をしたのか定かでないが、少なくとも、県においては、他の市町村から提出された申請からみて、このまま申請どおりに補助金を交付したとするならば、不公平な取扱いとなると安易に判断できたはずである。</p> <p>行政手続上の瑕疵がないとしても不公平な取扱いを是正せずに放置することは、県民の県行政に対する不信感を抱かせることになることから、何らかの対処が必要であると思われ、当該市町村を経由して補助事業者の意向を確認の上、補助事業者が希望するのであれば、追加の補助金の交付を行うべきであると考えるが、追加交付が困難であるならば、今後、このような不公平な取扱いが発生しないように交付要綱等の見直しなどを行い、公平公正な補助金の交付を目指されたい。</p>	<p>過年度事業であり、追加の補助金交付を行うことは困難である。</p> <p>令和5年3月31日付けで集落営農体制強化支援事業費補助金交付要綱を一部改正し、集落営農組織が簡易課税事業者または免税事業者の場合、補助対象経費に消費税を含めるか否かの意思確認欄を新たに設けるとともに、市町村等へ改正内容を通知して周知を行った。</p> <p>【総務部財政課】</p> <p>補助対象経費に係る消費税の取扱いについては、補助事業者の事務の簡素化・負担軽減等を図る観点から、原則として、補助対象経費に係る消費税額(仕入控除税額)は補助対象経費から除き、例外として、免税事業者等については、仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる運用を通知している。(R3.3.29)</p> <p>今回の監査指摘を受け、補助金等交付事務の適正な執行を図るため、補助対象経費に係る消費税の取扱いについて職員研修のメニューに追加することとし、職員研修の受講等により職員の理解促進・質の向上を図るよう通知した。(R5.3.10)</p> <p>また、今回監査指摘のあった農林水産部については、6月議会終了後に特に個別研修を実施する予定である。</p>
<p>6 農地中間管理機構支援事業</p> <p>ア 農地中間管理事業用地貸付料の滞納に係る延滞損害金の未徴収【指摘】</p> <p>実施主体である「(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構(県が基金等1/4以上を出資する団体)」においては、</p>	<p>今回の監査指摘を受け、令和4年11月25日に公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構(以下「機構」という。)に対して、該当案件は個別に事情を把握し</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>中間管理事業用地の借り手への賃借料の支払は一律12月15日に支払い、貸し手側には翌年1月10日を納入期限と定めており、その間の資金は銀行からの有利子借入金で賄っているが、これについての令和3事業年度末における貸し手側農家からの賃貸料の未納入金額は、2,318,070円（この内、令和4年9月20日現在の未納入額788,070円）となっている。</p> <p>これについて、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構財務規程第24条では、災害その他やむを得ない事由による場合を除き、延滞金又は延滞利息を徴収するものとされており、鳥取県延滞金徴収条例第3条の規定に準じて計算した額を遅延損害金（令和3年は納期限の翌月から1か月の間は年2.5%、1か月を経過した日以降は年8.8%で計算、100円未満は不徴収）として徴収するものとされている。</p> <p>しかしながら、従来から滞納者が経営状況の厳しい農家であることを理由として、財務規程第24条(3)に基づく「理事長がやむを得ないと認めたとき」に該当するものとして、一律に徴収せず、これに係る不徴収決議も残されていない。</p> <p>そもそも延滞損害金の規定は、期限までに納付した他の納付者との公平を図るために設けられているものであり、仮に、規定にある「理事長がやむを得ないと認めた場合」にあったとしても、同規定にある「災害その他やむを得ない事由」に準じる程度のもと思料され、かつ、個別事情を考慮の上、個別に不徴収を判断すべきものと思われる。また、これに係る決裁記録も残すべきである。</p> <p>合規性の観点から不適切と思われることから、改善を求める。</p>	<p>た上で、十分な協議を行い、適正な判断および決裁記録を残すよう、改善を図るべく指導を行った。</p> <p>機構においては、延滞金の徴収に当たっては機構の財務規程第24条に基づき対応することとしている。</p> <p>延滞金の徴収の可否は滞納者（借入農地の耕作者）から個別事情（災害による農地の被災状況、経営状況及び耕作者の身体の状況等）について聞き取りを行った上で理事長等と協議して判断しているが、判断に関する書類は残していなかった。</p> <p>今回の監査指摘を受け、令和4年度の未収案件から、耕作者からの延滞金徴収に係る判断について決裁を受けて記録を残すこととした。</p>
<p>イ 計画性・経済性の観点から問題が認められる事業【意見】</p> <p>農地中間管理機構支援事業の一環として実施している借受農地の整備事業のうち、一部について整地面積が大幅に減少しているものがあり、内容を検討したところ次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託者（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構 ・受託者（株）H ・当初契約 令和4年2月25日 ・変更契約 令和4年3月25日 ・契約金額 957,000円 ・当初見積面積 2,958㎡ ・変更後見積面積 610㎡ ・契約金額の変更なし <p>これについて、整地面積が減少すれば契約金額が減額となるのが通常であるが、契約金額の減額がなく補助金は957,000円の1/2である478,500円が交付されている。</p> <p>当事業について見積書の内訳の提出を求めたところ、整地面積が大幅に減少したものの、明細書では作業量の増加により工種毎の工事単価が増額され、この結果契約</p>	<p>未再生農地部分について、再生農地と一体的な農地利用が図られるよう、町が単独事業により再生を行うこととして検討を進めていたが、再生に係る事業費を改めて精査したところ、想定以上に高額となることが判明した。</p> <p>このため、町が地元、関係機関と協議した結果、未再生農地部分の再生は困難との判断に至り、再生農地について、補助目的どおりの利用ができなくなったことから、現在、町としては、補助金返還の意向を示しており、県としても、その返還を受け入れる方向で検討を進めているところである。</p> <p>また、対象農地は20年以上に渡って耕作放棄地となっており、2メートルを超える雑草が繁茂する状況になっていたことに加え、地権者の世代交代により農地の前歴が十分に把握できず、結果として、事業実施前の詳細な現状把握ができ</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>金額の変更に至っていないことが確認された。</p> <p>(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構は、雑草が繁茂し、害虫発生源となっている耕作放棄地であり、周辺の営農に支障を来し、長年懸案となっていたため事業対象としたが、再生事業を開始したところハウスの骨材等が放置されていたことから、作業全体の見直しが必要となり、交付決定額の範囲内で年度内に実施可能な面積分のみ再生した。これにより、当初事業計画の2,958㎡から、その2割である610㎡しか整地されず、残りの未再生農地部分2,348㎡(8割)は、町単独事業として再生され、その後、担い手が地力増進を図りながら、大豆の作付けを行う計画となっている旨の説明があった。</p> <p>本来、当該事業は、県、町、地元が一体的に再生を図るものとして、事業費の1/2以内を県が、残り1/2以内を市町村が補助するものとされていたが、結果として、当初計画の2割しか事業化できず、未再生部分は町単独事業として分断されることになった。町の事業開始は今後決定するとしている。</p> <p>仮に、事前の十分な現地確認が行われていれば、同一年度内での円滑かつ経済的な事業実施が出来たものと思料されるが、部分的に事業化されていることから、既に投入した県補助金が無駄(荒廃農地に戻らないうちに事業実施されるよう)にならないよう、事業実施主体として、引き続き必要な目配りを行う必要がある。</p>	<p>ていなかったものである。</p> <p>したがって、今後の再発防止に向け、今年度の事業実施に当たって、事前の農地の現状把握の徹底について、令和5年5月17日に関係機関へ注意喚起を実施した。</p>

第3 農林水産部生産振興課

監査結果	講じた措置
<p>2 鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業</p> <p>ア 追加された施工業者の反映【意見】</p> <p>ハウス栽培は、高収益な野菜、花き等の生産振興に大きなメリットがあるが、一方で施工価格の高騰により、ハウスの更新や規模拡大に踏み切れないという実情にある。</p> <p>本県では、従来型に比べて低コストの「鳥取型低コストハウス」を開発し、その導入を推進している。</p> <p>推進に当たっては、導入されやすいよう、業者からの相見積もりを取るなどして競争原理を働かせ価格を抑えることや、生産者自らが施工することでコストダウンを図ることなどを積極的に提案するとしている。</p> <p>また、同ハウスが設置可能な県内施工業者を県担当課が公表しており、現在は6業者が公表されている。</p> <p>公表されている業者は、従来5業者であったが、県担当課から、令和3年5月27日付「鳥取県型低コストハウスによる施設園芸等推進事業実施要領に定める施工業者の追加について」(通知)により、I社を新たに施工業者に追加し、6業者となった。このことを、事業主体となり得る県内団体をはじめとする事業関係者あてに発出し、これを承知の上、事業を実施するよう協力を求めている。</p> <p>しかしながら、令和3年度における「鳥取型低コストハウス」事業における事業主体は、県内1団体のみであ</p>	<p>令和3年5月27日付け「鳥取県型低コストハウスによる施設園芸等推進事業実施要領に定める施工業者の追加について」(通知)の際、JA関係、各市町村地域農業再生協議会等の県内農業関係団体(28団体)、県内市町村(19市町村)等へ新たに施工業者1者を加えたので、御承知の上、事業の実施への協力を依頼したものである。</p> <p>このたび、関係者等に対して本制度の趣旨の周知を図るとともに、あらためて、施工業者には、令和5年2月27日、I社へ、待ちの姿勢ではなく、県内の農業団体等に積極的にPRしていただくよう連絡した。</p> <p>今後、新しく追加となる施工業者については、追加を通知する際に、待ちの姿勢ではなく、県内の農業団体等に積極的にPRしていただくよう伝えることとする。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>り、新たに施工業者が追加されたにもかかわらず、従来の5業者のみで競争入札が行われ契約が締結されていることから、結果として、令和3年度支援事業費約2億6千万円、これに対する補助金約1億5千万（国、県、市町村の合計）は、全て5者のみで入札されている現状にある。</p> <p>今般、施工業者に追加されたI社を見ると、農業資材大手であり、当然に、指名競争入札に参加し、適正な競争原理を働かせるものと期待されていたものと推察される。本来、適正な競争原理によりハウスを低価格で施工・普及させ、県内の営農を支援する事業と考えるが、残念ながら、この趣旨が関係者又はその担当者間で共有できていなかった可能性がある。</p> <p>ついで、事業主体は当該団体となっているものの、その費用負担は、全て同事業を導入する傘下農家に求めており、実質的な事業費の負担者は零細な個々の農家である。</p> <p>県の農家向けの当該導入推進のPR資料を見ると、「コストダウンによるハウスの実現」を強く呼びかけており、同実施要領の第3の4には、「競争入札等の実施」、そして、同補助金交付要綱第3条の4には、「徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるもの」と謳っている。</p> <p>県は、各農家が過剰投資とならないよう、十分に意を注ぐ必要がある、その実が上がるよう必要な目配り行うべきと考える。</p> <p>本年度も、令和3年度補正予算分が全額繰越されており、その予算執行が行われている最中である。早急の改善を行っていただきたい。</p>	

第4 農林水産部林政企画課

監査結果	講じた措置
<p>1 スマート林業実践事業</p> <p>ア 落札価格の適正化【意見】</p> <p>鳥取県施業履歴電子化業務委託契約（以下「契約」という。）では、4者による指名競争入札により、J社が、前年度と同額で連続して1,980,000円で落札し、契約を締結した。</p> <p>予定価格は、3,492,500円であり、落札価格は予定価格に対して56.7%である。入札者のうち他の3者の入札金額は3,300,000円、9,790,000円、11,880,000円であった。</p> <p>不当に安い価格での受注は、①下請け業者（外注先）へのしわ寄せ、②官公庁ビジネスに係る労働者の労働条件の悪化、③他の会社や事業者の事業継続の困難化、更には④地域経済への悪影響といった弊害が発生するおそれがあることから、地方自治体に課された地域産業の健全な活動の確保への責務を考慮すると、予定価格を大幅に下回る入札価格については、契約すべきかどうか慎重に検討して判断すべきであると考え。</p> <p>この点について、契約の成果物の納入にも過去の実績</p>	<p>当該業務委託契約（以下「当該契約」という。）は、透明性、公平性、競争性、経済性を確保するため一般競争入札を採用しており、予定価格については、入札参加実績等を参考に複数の事業者から見積りを取り、人件費、必要経費等の積算を行っている。</p> <p>入札の際には、入札参加者から入札内訳書の提出を求め事前確認することで、人的労務部分の悪化や事業者の経営を圧迫するような不合理な入札にならないように配慮し、成果物が納入される際、厳正な検査を行い、成果物として適正かつ瑕疵がない旨を確認している。</p> <p>本業務は、近年目覚ましく進歩するGIS技術とアナログな森林現況を数値として融合させる先駆的な業務であり、事業者に所属する技術者の技能経験や</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>から心配の余地は生じないとの判断したため契約を締結したとの説明があったが、連年、予定価格を大きく下回る場所であることから、予定価格自体の精緻化を図るなど、落札価格の適正化が望ましいと思われる。</p>	<p>所有する機器類で所要額が大きく変わるものと理解しており、事業者間の目まぐるしい技術力向上競争を踏まえ、より多くの事業者の積算の状況を精査し、金額で特定の事業者に限定することのないよう門戸を広げつつ、適切な予定価格の設定に努める。</p> <p>また、今後は、入札の契約で予定価格を下回った場合は、契約締結時に事業者の業務実績等を十分に検証した結果を併記し、組織的にチェックが行えるように改めることとした。</p>

第6 農林水産部販路拡大・輸出促進課（一部会計管理局会計指導課）

監査結果	講じた措置
<p>1 「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業</p> <p>ア 食のみやこ鳥取県フェア食材PR業務の企画料【意見】</p> <p>県外飲食店等へ県産食材をPRし、食のみやこ鳥取県フェア実施の可能性を探る「食のみやこ鳥取県フェア食材PR業務」を実施するに当たり、全県域における県産食材を取り扱える唯一の企業として、従来から㈱Kとの間で随意契約を結んでいる。</p> <p>同契約においては、サンプル代金等のほか、県内の預託販売手数料及び県外百貨店の催事出展に係る手数料と同程度の金額とし、双方合意の上、企画料として一律15%が支払われているが、個々のサンプル商品の手配実績を見ると、県担当者からの手配指示がほとんどであり、仮に代金決済のみであれば、決済手数料としては割高なものになっているのではないかとと思われる。</p> <p>これについては、企画料の決定経緯の記録が残されていないことから検証することができなかったが、随時契約は限定的な契約方法であることを鑑みれば、より厳正かつ明瞭な予算執行を確保する必要があるものと考えられる。</p> <p>については、随時契約の際には、全県域における県産食材を取り扱える唯一の企業であるかどうかの検討を含め、企画料の算出根拠が曖昧にならないよう、その適否の検討及び同記録の保存、さらには実績報告時の検証も必要と考える。</p>	<p>当該業務委託契約に基づき、企画料として一律15%を支払っていたものである。</p> <p>今回の監査意見を受け、企画料の算出根拠が曖昧にならないよう、相手方と協議し、令和5年度は、企画料10%で契約を締結した。</p>
<p>イ 収入印紙の貼付漏れ【指摘】</p> <p>契約書への収入印紙の貼付については、「契約事務処理要領」によると、「契約書等のうち、県が保管する契約書等は相手方が作成したものとして収入印紙の貼付及び消印が必要である。契約の相手方に契約書締結の文書を送付する際には、収入印紙の貼付等について併せて付記し、相手方から契約書等を受領する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。」と定められている。</p> <p>この処理要領に基づき、県が委託契約を行い、県が保</p>	<p>【農林水産部販路拡大・輸出促進課】</p> <p>担当者及び上司の印紙税法の理解不足が原因である。</p> <p>監査指摘のあった変更契約書に印紙を貼付するとともに、令和2年度以降に締結した契約書の点検により印紙の貼付及び消印の漏れがないことを確認した。</p> <p>【会計管理局会計指導課】</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>管している契約書については、その大部分について、印紙の貼付及び消印が適切に行われていたが、原契約書を変更する変更契約書に印紙の貼付漏れが見受けられた。</p> <p>具体的に示すと、県は、令和3年4月22日に「食のみやこ鳥取県情報発信業務委託契約」を事業者と締結し、事業者から受け取った契約書（請書）には印紙の貼付及び消印が行われていた。</p> <p>しかしながら、この原契約について、令和4年3月23日に、委託契約期間1回以上のタイムアップ記事掲載を2回以上に変更する変更契約を締結したが、事業者から受け取った契約書（請書）には印紙の貼付がない。</p> <p>変更契約書については、原契約書により証されるべき事項のうち、重要な事項を変更するために作成したものであれば、課税文書になるとされており、また、印紙税法基本通達別表第2「重要な事項の一覧表」によれば、請負の内容の変更は重要な事項の変更になると示されているところ、記事掲載を1回以上から2回以上とする旨の変更は、請負の内容の変更に該当すると考えられるので、課税文書になると思われる。</p> <p>また、県は、令和3年6月18日に「ナイルスナイルタイムアップ記事掲載業務委託契約」を事業者と締結し、さらに、この原契約について、令和4年1月5日に委託料を2,350,000円から2,175,000円に変更する変更契約を締結したが、原契約書には印紙の貼付及び消印が行われていたものの、変更契約書には印紙の貼付がない。</p> <p>上記の印紙税法基本通達では、契約金額の変更も重要な事項の変更になると示されているところであり、同様に課税文書になると思われる。</p> <p>他の契約においても変更契約が行われているものがあったが、それらの変更契約書には印紙の貼付及び消印が適切に行われていたものの、このように印紙の貼付漏れが見受けられたことから、過年度も含め、また、他の事業についても印紙の貼付及び消印について、点検する必要があると考える。</p> <p>また、点検後の印紙の貼付漏れについては、税務署に相談の上、対処する必要がある。</p>	<p>契約書への収入印紙貼付については、会計事務処理要領、契約事務処理要領に記載し周知しているほか、業務適正化の取組で策定している「業務点検チェックリスト」においても各所属で点検する項目として記載しているが、点検が不十分なものがあつた。</p> <p>また、変更契約書も課税文書に該当する可能性があることについて、理解が不十分であつたことも考えられる。</p> <p>各所属で契約書への収入印紙貼付・消印の状況を再度点検し、印紙の貼付がなされていない場合は税務署に相談の上、必要な対応を行うよう、令和5年2月22日に周知した。</p> <p>また、当課が行う会計実地検査の際に、契約書への印紙貼付・消印の状況を引き続き確認していく。</p> <p>さらに、会計事務処理要領等に、変更契約書への収入印紙貼付についても漏れのないよう注意を促す記載を追加し、令和5年3月31日付けで通知した。</p>

第7 農林水産部食のみやこ推進課（一部総務部財政課）

監査結果	講じた措置
<p>1 6次化・農商工連携支援事業</p> <p>ア 簡易課税選択事業者に対する不公平な補助金の交付【指摘】</p> <p>簡易課税事業者である個人経営者への補助金について、第3章第1中の1(4)ア(P18)で示したように仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で申請することができる旨の規定が設けられているにもかかわらず、税抜価額で計算された補助金が交付されていた。</p> <p>この点について、担当課の回答は次のとおりである。</p> <p>① 同補助金交付要綱の規定は、簡易課税選択事業者は消費税を含んだ金額で「交付申請できる」とす</p>	<p>簡易課税業者である個人経営者への補助金交付に当たり、事業主体から消費税を含んだ額で申請できるかとの問合せを受けたが、借入れの関係上、早く自己負担額を確定したいとの事業実施主体の強い希望に従い、鳥取市及び事業実施主体と協議を行い、事業実施主体了解のもと、消費税を除いた金額を補助対象とし、補助金を交付したものである。</p> <p>今後、補助金事務を適正に実施するため、事業担当者に対し、令和5年3月10日付第202200295635号各部（局）主管課</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>るものであり、「交付申請しなければならない」とするものではない。</p> <p>② 事業主体から、税込額で交付申請することは可能かと問合せがあり、可能と回答。ただし、申告後に確定した仕入控除税額の報告や補助金返還が必要になる場合があると説明したところ、事業主体は、借入りの関係上早く自己負担額を確定したいと、消費税を除いた金額での申請を強く希望。</p> <p>③ 以上のことから、事業実施主体、鳥取市と協議し、事業実施主体の了解のもと、消費税を補助対象とせず、税抜金額を補助対象経費とした。</p> <p>しかしながら、消費税法では、個人経営の補助事業者については、通常1月から12月が課税基準期間であり、簡易課税選択事業者が一般課税事業者になるには、①基準期間である2年前の課税期間の課税売上が5000万円を超えた場合と、②5000万円を超えないものの課税期間が開始される前に一般課税事業者になる旨の届出を提出する場合があります、いずれも課税期間が開始される前（すなわち補助金を受領する課税期間の前）には、簡易課税選択事業者であるか一般課税事業者であるかの区別は決まっているところである。</p> <p>したがって、消費税法の仕組み等を理解している者であれば、簡易課税選択事業者からの上記②の「税込額で交付申請することは可能かと問合せ」に対しては、可能である旨の説明を、また、補助金交付時に簡易課税選択事業者から一般課税事業者になるのであれば税抜価額で申請するように説明するはずであり、上記②の「補助金返還が必要になる場合がある」というような仮定の説明はしないはずである。</p> <p>また、上記②の「事業主体は、借入りの関係上早く自己負担額を確定したいと、消費税を除いた金額での申請を強く希望」についても、仮定の説明を聞いた上での希望と思われるが、上記の消費税法上の仕組み等を理解して説明をしたのであれば、「税込額で交付申請することは可能か」といった問合せがあることから判断すると、そのような希望はしなかったのではないかと思慮されることである。</p> <p>この経費支援事業の目的は、事業者の経費の負担を軽減するための事業であって、事業者は、機械購入や設備整備に係る支払金額は消費税を含めた金額を支払っているところ、①消費税免税事業者は、支払った消費税を仕入控除税額として控除することができないため消費税の負担がそのまま経費負担として残り、②また、消費税簡易課税選択事業者は、一定比率で仕入税額控除を算定することから、支払った消費税が仕入控除税額に含まれているかどうかは明らかでないため、免税事業者と同様に補助金の交付申請は消費税込みの金額で積算できることを規定しているものと思われる。</p> <p>したがって、事業者の経費の負担を軽減するという目的からするならば、申請内容は本人にとって一番有利な申請、言い換えれば補助金を多くもらえる申請方法、す</p>	<p>長宛財政課長通知「補助金等交付事務の適正化について」及び今後財政課から送付される研修資料を周知・徹底するとともに、事業実施主体から消費税の取扱いについて質問を受けた際は、事業実施主体に対して、税務署又は税理士等に確認を行うよう指導することとした。</p> <p>【総務部財政課】 補助事業者の事務の簡素化・負担軽減等を図る観点から、原則として、補助対象経費に係る消費税額（仕入控除税額）は補助対象経費から除き、例外として、免税事業者等については、仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる運用を通知している。（R3.3.29）</p> <p>補助金交付事務に係る適切な事務執行について、職員研修のメニューに追加することとし、職員研修の受講等により職員の理解促進・質の向上を図るよう通知した。（R5.3.10）</p> <p>また、今回監査指摘のあった農林水産部については、6月議会終了後に特に個別研修を実施する予定である。</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>なわち税込価額で申請するように行政指導するのが事業目的に即した対応であると考える。</p> <p>この事業を含め、事業者の多くは、申請手続を各市町村担当窓口で行っており、その際、申請者の消費税の確定申告や届出書の内容について、十分検討されていないため、この税込価額で交付申請できる例外規定を適用しないで交付申請手続を行ったものではないかと思われるが、第3章第2中の5(4)イ(P39)の免税事業者の場合と同様、結果として、簡易課税選択事業者に対しても、税込価額と税抜価額による補助金の交付が混在する結果となり、不公平な結果となっている。</p> <p>この不公平な取扱いの是正を求めて、補助事業者から補助金の一部の追加の交付申請ができることも想定されるところ、その追加交付申請について、受理、審査、決定等が行われるものかどうか定かでない。</p> <p>しかしながら、住民の信頼・信用を損ないかねない重大な問題であるので、第3章第2中の5(4)イ(P39)で示したように申請を待つまでもなく追加の補助金の交付を行うべきと考えるが、追加交付が困難であるならば、今後、このような不公平な取扱いが発生しないように交付要綱等の見直しなどを行い、公平公正な補助金の交付を目指されたい。</p>	
<p>イ 補助金で取得した機械等の圧縮記帳の周知【意見】</p> <p>機械等の減価償却資産を取得し、補助金を受けた場合、税法では、補助金を収入金額・収益に計上しないで、機械等の支払金額から補助金を控除した金額を取得価額として減価償却費を計算することが認められている。</p> <p>これは、補助金を一括して収入金額として計上すると補助金を受けた年分・事業年度が高額な所得金額となり、負担すべき税額の増加により補助金の効果が薄れることとなることから、機械等の取得価額を減額することにより減価償却費を減少させて所得金額を平準化するための措置であり、超過累進税率が適用される所得税において節税となる場合がある。</p> <p>もうかる6次化・農商工連携支援事業報告書(6次産業型)に添付されていた個人事業者の損益計算書を確認したところ、機械等の取得価額を減額しないで、補助金を雑収入として収入金額に計上して所得金額を計算している個人事業者が見受けられたが、所得金額が平準化されずに税負担が増加したのではないかと想定されるところである。</p> <p>補助金の交付目的は、事業者の費用負担を軽減することであることからして、上記のような補助金の効果が薄れないようにするための措置、場合によって節税となる措置があることを補助金の交付の際に事業者に周知すべきではないかと思われる。</p>	<p>機械等の減価償却資産を取得し、補助金を受けた事業者の損益計算書に機械等の取得価格を減額せず、補助金を雑収入として収入金額に計上して所得金額を計算している個人事業者があったものである。</p> <p>税の申告は、事業者の責任において行うものであり、その申告指導は税務署等が行うべきものである。</p> <p>事業担当者には、当該監査意見について留意するよう伝えるとともに、今後、補助金を交付した事業実施主体からの所得税法に係る相談には、事業実施主体に対して、税務署又は税理士等に確認を行うよう助言することとした。</p>
<p>ウ 条件付で採決したプランへの実効性ある支援【意見】</p> <p>当該支援事業に当たっては、県出先事務所長あてに提</p>	<p>プランの認定にあたり、「施設整備等」について、部分的な機械の導入・更新とならないよう、中長期的な経営計画に基</p>

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>出されたプラン認定申請を「農業関係プラン審査会」に諮った上、認定基準と照らし合わせた審査会意見に沿って適否が決定されている。令和3年度における農商工連携型としては食品加工業者から提出された1件があり、事業費19,000千円に対し補助金額6,334千円が交付されている。</p> <p>当該プランの認定に当たっては、同審査会の意見に基づき条件付採択とされ、「施設設備等について、部分的な機械の導入・更新とならないよう、中長期的な経営計画に基づき事業実施を行うよう努めてください。」との条件が付され、審査会における主な意見が参考添付されている。</p> <p>支援事業の目的については、同実施要領（農商工連携型）によれば、「近年、農林漁業所得が低下する中、…（中略）…農林漁業者と食品加工業者等が連携して商品製造等に取り組み農商工連携を進め、農林漁業者等の所得向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。」とある。また、認定基準の中には①地域農林水産業者の振興、地域経済の活性化にメリットがあること、②行政による支援の対象は、支援がなければプランの実現が困難と認められるものであることが盛り込まれている。</p> <p>当プランの認定審査においては、これらを踏まえ、プラン対象商品が農林漁業者からプラン申請者に提供する生産量の5%程度であり「地域への波及効果が限定的」、かつ「申請者の事業状況等から見ても、県の支援がなければ実現が困難とは認め難い点」などから条件付採択になったものと思料され、「部分的な機械更新に追われないよう、計画的な事業を検討してください。」などの審査会意見が添付されている。</p> <p>県補助金等交付規則（昭和32年4月30日鳥取県規則第22号）第7条には、交付目的を達成するため必要があると認められるときは、当該交付決定に条件を付すことができることあり、また、実施要領では、プランの目標年度（令和5年度）の翌年度分までプランの実施状況報告を提出し、目標に対する実績が7割に満たない場合は、支援事業により導入した機械等の耐用年数まで報告期間が延長されることとなっていることから、厳しい財政状況の中、適正な財務執行を期待する県民目線の観点からは、県には、審査会での懸念意見を踏まえた経営計画を求めるなど、適正な補助金交付に向けた実効性ある支援が期待される。</p>	<p>づき事業実施を行うよう努めてください。」との条件付きでプランを認定したものである。</p> <p>プラン申請者の作成した中期経営計画を入手し、計画的に機械導入されていることを確認した。</p> <p>条件付きで採択したプランに基づく補助金申請を受けた際は、その条件を満たしていることを確認することとしており、今後とも同様に対応することとする。</p>